令和４年５月２７日
事　務　連　絡

公益社団法人　日本助産師会　会長　殿

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修に係る申請・届け出等様式の電子化及び運用について

この度、保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（医政発 0317 第１号、一部改正令和２年 10 月 30 日）において規定する指定研修機関の指定申請書、指定研修機関変更届出書、特定行為区分変更申請書、指定研修機関の指定取消申請書、年次報告書、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書、指定研修機関変更届出書（省令改正に伴う変更届出）について、これまで紙書類にて提出いただいておりましたが、この度、新たに作成した電子申請用の様式を使用し、メールにて提出いただく方法へと移行致します。

つきましては、下記のとおり、電子申請用の様式を使用した運用開始日及び紙書類の受付期間について定めましたので、指定研修機関の関係者におかれましては、ご承知おきの上、申請や届け出等の準備を進めて頂きますようお願い致します。

なお、電子申請用の様式で変更届け出等をする場合には、別途初回に電子申請用の様式１へ、指定研修機関の情報を入力する必要がございますので、厚労省ホームページ「看護師の特定行為に係る研修制度」に掲載している申請及び届け出等のマニュアルを参照し、準備頂きますようお願い致します。

記

１　電子の様式を使用した今後の運用について

スケジュール

○令和４年７月１日から電子申請の受付を開始する。この日より令和５年３月 31 日までを電子申請と紙書類（郵送）申請の移行期間とする。

○令和５年４月１日から全様式を電子申請のみとする。

２　電子申請の様式を使用した今後の運用について

（１）様式１（指定申請書）
様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

（２）様式２（指定研修機関変更届出書）
様式２へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。
電子様式で変更を届出することが初回である場合は、電子の様式１に指定研修機関番号を入力することで電子の様式２が作成されるため、電子の様式１に必要事項を入力する必要がある。

（３）様式３（特定行為区分変更申請書）
様式３へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。
電子様式で変更を申請することが初回である場合は、電子の様式１に指定研修機関番号を入力することで電子の様式３が作成されるため、電子の様式１に必要事項を入力する必要がある。

（４）様式４（年次報告書）
様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

（５）様式５（指定取消申請書）
様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

（６）様式７（特定行為研修を修了した看護師に関する報告書）
様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

（７）様式８（指定研修機関変更届出書　省令改正に伴う変更届出）
様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

メール送信時の留意事項
・メールに様式を添付して送信する際には必ずパスワードを設定するものとする。その際、パスワードは当該添付ファイルを送信するメールの本文に記載してはならない。

以上

【照会先】
厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室
電話：03-5253-1111
担当：羽田（内線 4176）